入札説明書

令和7年札幌市告示第239号に基づく入札等については、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領(平成20年3月28日財政局理事決裁)その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年1月23日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市財政局管財部契約管理課調整係 電話 011-211-2152 メールアドレス: ekimukeiyaku@city. sapporo. jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
 - ア 発寒清掃工場エレベーター保守業務
 - イ 白石清掃工場エレベーター保守業務
 - ウ 円山動物園エレベーター保守業務(日立製作所製)
 - エ 円山動物園エレベーター保守業務 (三菱電機製)
 - オ 円山動物園自動ドア保守業務(ナブコシステム製)
 - カ 円山動物園自動ドア保守業務(フルテック製)
- (2) 調達案件の仕様及び履行場所等 仕様書による。なお、仕様書は財政局管財部のホームページからダウンロードできる。
- (3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件について、それぞれ令和7年4月1日から令和8年3月31日まで(12か月)とする。

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入

札参加を希望していないこと。

- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 対象案件ごとに、同社製のエレベーター又は自動ドアの保守業務を履行した実績(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書に準拠した仕様又は同等程度の仕様による業務を令和4年4月1日以降に完了したものに限る)を有すること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)に掲げる要件については、当該組合又は組合員のいずれかとすることができる。

5 入札に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者(以下「入札参加者」という。)は、入札書及び上記4に掲げる入札参加資格の審査に必要な下記(4)の書類(以下「審査書類」という。別記参照。)を下記(5)アの提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない(審査書類は電子メールにより提出することも可能。)

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員 に説明を求めることはできるが、入札書等の提出後これらの不明を理由として異議を申し出ること はできない。

- (2) 審査書類、入札書の提出場所、契約条項等を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記2に同じ
- (3) 契約条項等の交付方法

上記2の場所で交付するほか、上記3(1)に掲げる案件ごと、下記URLのホームページからダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/anken/ekimu-syuyaku/r6-kouki/setsubihosyu.html

(4) 審査書類

ア 事前審査型一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)

イ 履行実績調書(様式2)

- ウ 事業協同組合等にあっては、組合員名簿
- エ 官公需適格組合にあっては、官公需適格組合の証明書の写し
- (5) 審査書類及び入札書の提出

入札参加者は、審査書類及び入札書を、次のとおり提出しなければならない。

ア 入札書等の提出期限等

(7) 提出期限

審査書類 <u>令和7年2月25日(火)16時00分</u>(送付の場合は必着のこと。) 入札書 令和7年3月12日(水)16時00分("

(4) 提出場所

上記2と同じ

(ウ) 参加資格の確認

上記(ア)の期限までに提出された審査書類の審査の結果、上記4に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和7年3月3日(月)までに該当者に通知する(有の場合は通知しない)。 ※ 本審査書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

イ 提出方法

入札書は持参又は送付による。FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。 なお、審査書類については、持参、送付又は電子メールにより提出することができるが、電子メールにより提出する場合は、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

- ウ 入札書の提出に当たっての留意事項
 - (ア) 作成した入札書は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和7年3月〇日〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載すること。
 - (4) 入札書を持参により提出する場合は、上記(ア)により作成した封書を上記2あてに上記アの提出期限までに直接提出すること。
 - (ウ) 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年3月〇日(〇)〇時〇分開札〔役務の名称〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに上記アに掲げる提出期限までに必着するよう送付すること。

なお、FAX、電子メールその他の方法による提出は認めない。

- (エ) 入札参加者は、いったん提出した入札書及び審査書類は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人(又は復代理人。以下同じ。)が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、 名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記名して押印(外国人の署名 を含む。)をしておくとともに、委任状を入札書とともに提出すること。
 - イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
 - ウ 本告示案件については、入札に関する一切の権限の委任について、一括して行うことができる ものとする。

6 開札等

(1) 開札の日時及び場所

上記3(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ア 令和7年3月13日(木) 10時00分
- イ 令和7年3月13日(木) 10時05分
- ウ 令和7年3月13日(木) 10時10分
- 工 令和7年3月13日(木) 10時15分
- 才 令和7年3月13日(木) 10時20分
- カ 令和7年3月13日(木) 10時25分

開札場所はいずれも札幌市役所本庁舎14階入札室(札幌市中央区北1条西2丁目)とする。

(2) 開札

- ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参 加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければなら ない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認め た場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価格 の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(3) 入札の無効

- ア 本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入 札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得(平成15年9月10日管財部長 決裁)第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- イ 上記 5 (5)の審査書類及び入札書の提出以後、落札者の決定までの間に上記 4 の入札参加資格を 満たさなくなった者がした入札
- ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札
- (4) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行すること ができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- エ 令和7年3月5日までに札幌市が定める「令和7年度市有施設維持管理業務に係る労務単価 表」日額単価(令和7年度)の公表がなかった場合
- (5) 入札保証金免除する。

7 落札者の決定方法等

(1) 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入 札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

(2) 同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(3) 入札参加資格を満たさなくなった者の取扱い

上記 5 (5)の審査書類及び入札書の提出以後、入札参加資格を満たさなくなった場合は、その者の 入札を無効とし、上記 6 (2) 才に掲げる再度の入札に参加できないものとする。

(4) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付せず、又はこれに 代える担保を提供しなかったとき。
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

8 契約締結

(1) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が休日の場合は翌開庁日)までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(2) 契約書の作成

- ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、下記(3)イの契約締結期限までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の 案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(3) 契約条項及び契約締結期限

ア 契約条項

別紙3のとおり

イ 契約締結期限

原則として、落札者の決定を通知した日の翌日(休日を除く)から起算して5開庁日までとする。 なお、別途指定した期日がある場合はその期日とする。

期限内に契約を締結できない場合は、上記 7(4)アに基づき落札決定を取り消すことがある。なお、落札決定を取り消した場合、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

※上記(1)により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行う場合は、「落札者の決定を通知した日」を、「契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行った日」と読み替える。

9 その他

(1) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

次のとおり、書面又は電子メールにより提出すること。なお、FAXによる提出は認めない。

ア 提出期限

令和7年2月12日(水)17時00分まで 送付による場合は必着

イ 提出先

(ア) 持参又は送付の場合

上記2と同じ

(イ) 電子メールの場合

次のメールアドレスあてに送信すること。なお、メールの件名を「○○業務の質問について」 とすること。

メールアドレス: ekimukeiyaku@city. sapporo. jp

ウ回答書の閲覧

令和7年2月19日(水)までに、適宜、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

(2) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明 を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(3) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに申出書(別紙4)を提出しなければならない。

(4) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イその他

提出は持参又は送付とする。